

DV防止と被害者支援を考える

DVをなくすために

私たちが 今、できること

<特集> P 2～P 9 ドメスティック・バイオレンス (DV) —それは重大な人権侵害です

P 10、11 <ワーク・ライフ・バランス推進事業所紹介>

P 12 <静岡県男女共同参画社会づくりに関する知事褒章・平成 26 年度受賞者紹介>

男女共同参画へ一歩いっぽ。〔パ・ザ・パ〕

Pas ā pas

No. **23**
2014 OCTOBER

ドメスティック・バイオレンス（DV） それは重大な人権侵害です

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）は、英語の「domestic violence」をカタカナ表記したもので、一般的には「配偶者や恋人といった親密な関係にある者からの暴力」、という意味で使用されています。

DVは、加害者側の罪の意識が薄く、また、最近まで社会の関心もあまり強くはありませんでした。その理由は、DVが私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくいからです。そのため、長期にわたって繰り返されるケースが多く、暴力が次第にエスカレートし、被害が深刻化して行く傾向があります。「プライベートなこと」と思われがちですが、DVは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

身体的な暴力

（殴る、蹴る、刃物を突きつける、
髪の毛を引っ張る、火傷をさせる 等）



精神的な暴力

（交友関係や携帯メールを監視する、
長時間無視する、大声で怒鳴る、
大きな音をたてる等）



経済的な暴力

（生活費を支払わない、
働くことを妨害する 等）



性的な暴力

（強要する、避妊に協力しない、
裸の写真を撮る 等）



恋人を「こわい」と思ったことはありませんか？

・・・デートDV・・・

相手を尊重
できない人は、
恋人失格です

DVは、結婚している配偶者間だけで起こるものではありません。高校生や大学生など、10代から20代の若い世代でも「交際相手(恋人)からの暴力」が起きています。

これを「デートDV」と言います。

- ・「普段はとても優しいんです。時々暴力をふるわれるけど、すぐに反省して謝ってくれる。相手の優しい部分を信じてあげたい。」
- ・「恋人同士なのだから、嫉妬されたり束縛されたりするのはあたりまえなんじゃないかな。」

・・・いいえ、相手を尊重できない人は、恋人失格です。相手を思いやることと同時に、自分のことも大切に考えましょう。いやなときは「いや」と言っているんです。

デートDV 例①

(友達と関わるのを制限する)



デートDV 例②

(傷つく言葉を言う)



デートDV 例③

(借りたお金を返さない)



デートDVは、様々な問題へと連鎖していきます。若年での妊娠・出産、様々な暴力、そして、デートDVからストーカー行為や暴行行為などに発展してしまうこともあります。

デートDVを未然に防ぐことで、大人になってからのDVを予防することにつながるのです。

DV防止と被害者支援を考える

DVをなくすために 私たちが 今、できること

インタビュー サポートしずおか・凛 代表 吉田由美さん

- ◆aware認定・デートDV防止教育ファシリテーター
- ◆DV加害者更生プログラムファシリテーター
- ◆日本家族問題相談連盟認定・実践離婚カウンセラー
- ◆CAPセンター・JAPAN認定・CAPスペシャリスト
- ◆全国女性シェルターネットワーク認定・被災地対応 DV・性暴力被害者支援員
- ◆静岡県DV等被害者支援専門相談員

【サポートしずおか・凛】

2008年、女性支援団体として発足。子ども虐待や家庭内暴力等の問題に取り組む、生き辛さを抱えた女性の語りの場を提供している。女性のための自助グループ「凛の部屋」を定期的に開催。

また、デートDV防止教育プログラムの出前講座も行っている。



実体験が被害者支援の道へと 駆りたてた

—活動の原点は？

私自身の被害体験が原点となっています。当時はジェンダー・バイアス^(※)が常識という名のもとにまかり通っていました。私自身がデート中に感じた不安を自分の中のジェンダー・バイアスで打ち消し、結婚しました。夫が妻を殴るという現実があることなど知らなかったし、想像すらしていませんでした。

友達に相談しても、「あなたにも悪いところがあるんじゃないの」、「そんなことする人に思えない」等、相手のことではなく私の方を責める言いばかりされ、1人で悩み、孤立してしまいました。

私が一番苦しんだのは、一番大切にしている子どもの心身に影響が出てきたことでした。自信や自尊心、自分らしさを失った私がまともな子育てなどできるわけもなく、私自身子どもに強く当たったり追いつめたりして、「嫌な親

になっていきました。

我慢して生活し続けて良いわけない。何とか自立しようと、子どもを守り生きていくために様々な資格をとり、安心安全な場所で、子どもと私だけの生活を実現しました。

しかし、それでもまだ、何故このような人生になってしまったのか、そして、その原因であるDVが何故起きるのかどうしても納得できなくて、哲学から社会学、法学、男性心理学、女性学、フェミニストカウンセリングなど、手当たり次第勉強したのです。長い時間をかけ、理解し合える仲間も現れました。そして2008年に、女性たちをエンパワーメントしようと、凛として生きる女性をイメージして「サポートしずおか・凛」を立ち上げ、今日に至ります。

活動のなかで感じることは、法律や制度などを含め、社会全体が女性を完全に守り切れていないということ。特に女性の心のケアが置き去り状態となっており、それによって子どもの心にも影響が出ています。私たちは女性の辛さにもっと向かい合い、法や制度の隙間を埋めたいと思っています。

(※) ジェンダー・バイアス：ジェンダーとは社会的・文化的に作られた性別のこと、バイアスは偏見、偏った考え方です。

間違った価値観「ジェンダー」

—DVの背景にあるもの

相談に訪れる女性のほとんどは「私が悪いんですけど」と話し始めます。毎日家庭のなかで「お前が悪い」「無能だ」「何も言うな」と言われて、夫から洗脳されてしまっているんですね。

一方、加害者側は「おれが教育してやっているんだ」と言って、自分のやっていることを正しいとすら思いこんでいます。

DVが起きる最大の要因はジェンダー・バイアスです。ジェンダーとは社会的・文化的に作られた性別のこと、バイアスは偏見、偏った考え方です。「妻は夫に従うもの」、「家事や育児は女の仕事」、「男はこうあるべき」、「女はこうあるべき」などの「偏見」が赤ちゃんの時から知らず知らずのうちに刷り込まれ、それが「常識」となっていくます。そうやって女性を見下すようになるのです。

DVは、男性優位・男性中心社会の最たるものです。加えて、「強い者に価値がある」というような暴力を容認している社会にも原因があります。

統計によると、成人女性の3人に1人が身体的、精神的、性的、経済的DVを受けています。そして、20人に1人が命の危険を感じる暴力を受け、年間90人ほどの妻が夫に殺害されているのです。

毎年発表される世界各国の男女平等（ジェンダー・ギャップ指数）の調査で、2013年、日本

は136カ国中105位という低さでした。男女不平等の社会状況が、多くの男性に、妻や恋人を一段低く見る意識をもたらします。力を失い夫の暴力から逃げだすことのできない女性が多いのです。

こうした暴力行為は女性の精神・肉体を破壊します。DVは犯罪であり人権侵害です。DVはふたりの関係を壊します。その結果、そばにいてほしい人にいてもらえなくなります。こうして、結局DVをする側も、苦しむようになるのです。

DVは「魂の殺人」と呼ばれることも

—加害者への対策・「DV加害者更生プログラム」

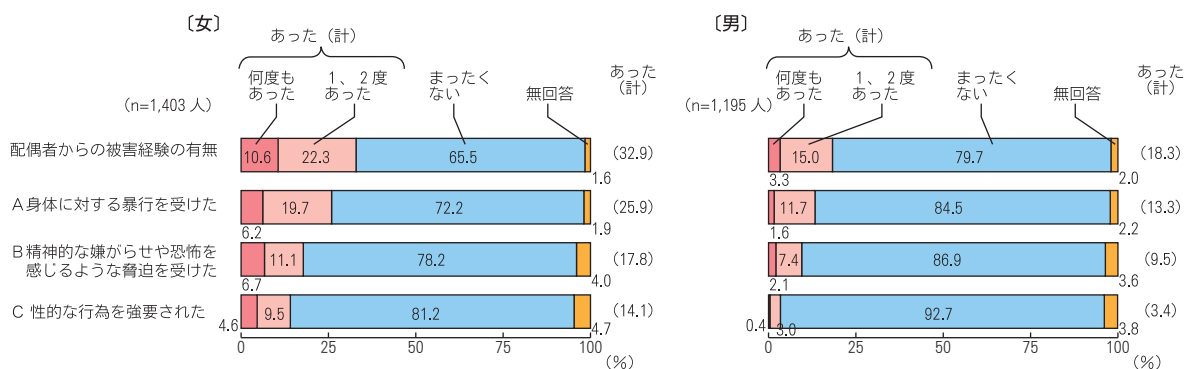
私は東京で、DV加害者を対象とした「加害者更生プログラム」という講座でファシリテーターをしています。1クール52回のプログラムで、期間はおよそ1年半。それを何クールも繰り返します。

まずは本人とパートナーと別々に面談し、2人に同じ内容のチェック表で事細かに事実確認をしてもらいます。この時点で双方の意見が一致する事はまずありません。おおかた加害者は共通して、事実を矮小化し、自己正当化してきます。

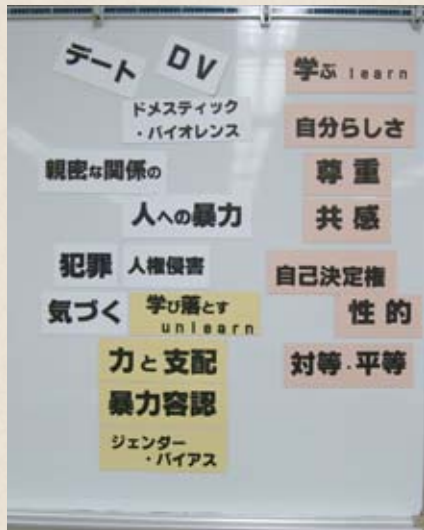
次に加害者同士のグループワークに入ります。ここでは、人を批判しない、相手の意見は聞く、攻撃的にならない等の決まりごとがあります。

配偶者からの被害経験（男女別）

女性の約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けている



内閣府 男女間における暴力に関する調査報告書より (H24 4月)



このグループワークのなかで、自分がパートナーにどのような事をしてきたのかを本人自身が全員の前で話をします。話しながら、自分の暴力性や自分のやってきたことが、なぜ受け入れられないのかということに気付かせます。男性側もこれまで「男はこうあるべき」などという社会的・文化的通念に縛られてきました。そこからもっと自由になって、「人を大事にする」という当たり前のことを学んでいきます。このプログラムはカウンセリングではなく、教育です。今までの間違った価値観を洗い流し、新しい価値観を取り入れる。何十年とその価値観で生きてきたのですから、1年半の教育ですぐに良くなるということはありませんが、「殴りなくなった気持ちをこらえられた」など、改善されていきます。相手の人格を認められるようになってくるのです。

しかし、改善されたのかどうかを判断するのはパートナーなのです。

現在、こういった加害者更生プログラムは少しずつ増えてきましたが、まだまだ不足状態で、どの県にもあるという訳ではありません。参加したくても遠方にしかないので諦める人が出てきています。被害女性のための一時保護や保護命令などのシステムはありますが、女性が逃げて隠れる一方で、加害者が逮捕されずにのうのうと過ごしている社会はおかしいと思いませんか？

暴力というのは明らかに犯罪です。DVは、

「魂の殺人」と呼ばれることもあります。加害者更生プログラムが刑務所等で法的に行われ、DV加害者が更生していけるようになってほしいと思います。

子どもを守るために

—DVが子どもに与える影響とは？

家庭内で起きるDVは、子どもに二次被害をもたらします。暴力が子どもに向けられてしまったり、夜怖い夢を見るようになったり、身体的・精神的に与える影響は大きいと言えます。

また、DVのある家庭で育った人の3割がDV加害者となっています。もちろん全員がそうなるわけではありませんが、家のなかで父親が母親を殴っていたのを見て育つと、それを「常識」だと思い込み、自然と暴力を振るうようになります。

しかし、たとえ家庭環境が複雑であっても、第三者でも誰か理解して向き合ってくれる大人が関わると、その関わりが早ければ早いほど、子どもたちに変化の兆しが顕著に現れます。親の態度・夫婦関係などから子どもたちは人との関わり方を学んでいくのです。「口で言っただけからなければ殴るしかない」とか「負けるな」「殴られたら殴ってこい」という考え方は、「強い者に価値がある」という間違った価値観を子どもに植え付けることとなります。このことは特に父親が理解しておくことが肝心です。まして男の子は父親をよく見えています。家庭における父親の発言や態度が変わることで、子どもたちは大きく変わっていきます。

携帯電話や部活など、身近な題材で

—中学生からデートDV防止教育を

サポートしずおか・凜では、「デートDV防止教育プログラム」の啓発活動に取り組んでいます。現在は県内の各市の支援者を対象に行っており、人権がテーマのワークショップはみなさんからご好評いただいています。

幼稚園や小学校ではまだDVの話題が積極的



サポートしずおか・凜による「デートDV防止教育プログラム」

に取り上げられているようにはみえません。また、中学校や高校では、必要性を感じている学校は多いようですが、実際にはなかなか時間が取れず、DVに関する教育にまで手が回らないという現状があります。

そういった中、私は、学校教育現場で第三者機関をいれてDV防止教育を進めていくことが有効であると思います。先生方にもプログラムを受けて頂き、知ってもらうことが大切です。私は中学卒業時点の中学3年生で、まんべんなくどの生徒にもデートDV防止教育プログラムを受けさせたほうが良いと思います。

私たちが実施するデートDV防止教育プログラムでは、携帯電話、部活、友達関係など非常に身近な題材を持ってきて、子どもの現状に即した内容で実施します。ロールプレイをしながら、「これってDV?」と自分で考えてもらいます。そうすることによって、自分が被害にあわなくても、友達が被害にあっていることに気付くようになります。

一方、現代社会に目をやると、暴力シーンのあるテレビ番組や雑誌などが蔓延しています。社会が暴力を容認するようになってはなりません。私たち一人ひとりが、「暴力はいけない」と子どもたちに声を掛けていくだけでも、世の中は変わっていくと思います。そうすれば、大きなウェーブが起きると思います。

相手の話を信じて聞いて、 そのままを受け止めて

—被害にあっている人に気付いたら

「あなたのことが心配だわ」と声をかけてみてください。DV被害にあった女性は心を閉ざしがちになっています。でも本当は求めています、周りからの助けを。もし彼女が口を開いてくれたら、その話を信じて聞いてあげてください。絶対責めない、批判しない、自分の考えやアドバイスを押しつけない。そのままを受け止めてください。絶対に言わないでほしいことは、「夫の言い分を聞いてみないと分からない」「中立の立場で聞くから」という言葉です。そもそもDVの男女関係というものは非対等な関係にあって、男性側が女性側をえぐっている状態です。その間に入って中立ということは、どうしても男性よりになってしまうからです。

また、「病院に行っている間、子どもを預かるよ」など、自分にできることを伝えてみてください。女性相談センターなどの相談先や警察、配偶者暴力相談支援センターなどの情報を、被害者の状況を見ながら伝えていくのもいいですね。

私がよく相談者に言っているのは、「本が読める?」ということです。「図書館にDVの本があるから読んでみて」と。本を読むことで、自分の置かれている状況が自ずと見えてきます。

「DV被害にあっている」ということに当事者やまわりが気付くことは、早ければ早いほどいいのです。DVに対する知識があれば、より早く気付くことができます。初めは猜疑心でいっぱいだった被害女性も、自分を理解してくれる人が一人いると思うだけで、一歩踏み出す勇気を持つでしょう。

「サポートしずおか・凜」に関する情報は
下記ホームページをご覧ください。

<http://supportshizuokarin.eshizuoka.jp/>

もっと**知**りたい方のために ～吉田由美さんおすすめの本～

DV（ドメスティック・バイオレンス）あなた自身を抱きしめて

著者：山口のり子 出版社：梨の木舎



「妻として、夫を許してやらなくてはと思っていた——。」

被害者のためのプログラム（被害者の緊急避難所【シェルター】）、加害者のためのプログラム（加害者更正教育プログラム）等、既に25年以上の実績があるアメリカでのサポートプログラムの事例を紹介する。

◆ アイセル21の図書コーナーで貸し出しています。

このほかにも、DVに関する本を多数ご用意しています。是非、ご利用ください。

DV・虐待加害者の実体を知る

著者：ランディ・バンクロフト 出版社：明石書店



人生を取り戻すためのガイド。「DV加害者」を「相手の女性をコントロールする、見下す、あるいは脅迫するような行為をする男性」と定義し、加害者を冷静に見極め、加害者の考

え方を深く分析することで、女性たちを悩ませ続けた多くの問題の解決法を導いている。

静岡市DV防止基本計画を策定しました —男女間のあらゆる暴力の根絶をめざして— ホームページで、もっと詳しく読んでみませんか？

平成26年3月、静岡市では、被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援等に関して更なる推進を図るため、新たに「静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（静岡市DV防止基本計画：平成26年度～平成34年度）」を策定しました。

詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。



「パープルリボン・プロジェクト」は女性への暴力根絶運動です。



内閣府男女共同参画局制定
女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

静岡市DV防止

検索

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/danjo/dvkeikaku.html>

<DVに関するご相談窓口>



◆静岡県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

配偶者等からの暴力の相談を受け付けています。DVに関する電話相談、面接相談をしています。面接相談は、ご予約が必要です。

☎054-286-9217
9時～20時（年末年始、祝日を除く）

◆静岡市女性会館 アイセル21 女性のためのカウンセリング

悩みをお話してください。カウンセリングを通じて、心の自立を応援します。まずは電話でご予約ください。

（電話相談と面会相談 どちらも要予約）
予約受付 ☎054-248-1234
予約受付日時
火～土曜日 10時～17時
（年末年始・祝日を除く）

◆市役所の相談窓口は、 各福祉事務所生活支援課です

葵福祉事務所生活支援課（葵区役所内）
☎054-221-1084
駿河福祉事務所生活支援課（駿河区役所内）
☎054-201-9126
清水福祉事務所生活支援課（清水区役所内）
☎054-354-2108

◆メンズほっとライン静岡（電話相談）

☎054-274-0105
毎月第2、第4火曜日
19時～21時
（年末年始・祝日を除く）



◆静岡県男女共同参画センター あざれあ男性相談（電話相談）

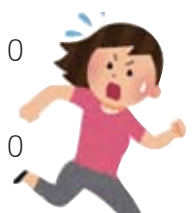
☎054-272-7880
毎月第1、第3土曜日 13時～17時
（※5月、1月の第1週は開催しません）

◆静岡県男女共同参画センター あざれあ相談室（電話相談）

☎054-272-7879
月・火・木・金曜日 9時～16時
水曜日 14時～20時
第2土曜日 13時～18時
（年末年始・祝日・休館日を除く）
※面接の相談もごさいますがご予約が必要です。まずは電話相談におかけください。

◆緊急時は、 各警察署生活安全課またはお近くの交番へ

静岡中央警察署
☎054-250-0110
静岡南警察署
☎054-288-0110
清水警察署
☎054-366-0110



“介護”ではなく“快互”を目指します

株式会社アース

株式会社アースは、静岡市清水区に本社を構え、県内各所で介護事業を展開しています。

静岡市では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組を積極的に実施している事業所を表彰する「ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰」を平成21年度より実施しています。今回は、平成25年度静岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰において大賞を受賞された株式会社アースの経営管理部部長 村上秀一様と、介護施設でらいと島田施設長 岸 謙治様にお話を伺いました。



経営管理部部長
村上秀一様



でらいと島田施設長
岸 謙治様

介護施設内に保育所を併設

大賞受賞の大きなポイントとなったのは、介護施設3か所（でらいと焼津、でらいと島田、ふるーら静岡石田）に保育所「こらいと」を併設することにより、施設で働く女性スタッフが子育てをしながら安心して働ける環境づくりを実現したことにあります。

『介護業種は現在売り手市場なんです。求人募集をかけてもなかなか人が集まらない。そんな状況の中、大勢の方に応募していただきより良い人材を確保するためには、ほかの企業とは違う特徴を作っていかなければ。最初はその思いだけでした。』

小さなお子さんをお持ちの女性のために、働きやすい環境を用意する。このことは、新規スタッフ募集の際の企業PRとなり、求職者の増加につながったとともに、出産後の早期復帰のしやすさにもつながりました。

『たくさんの企業の中からここを選んで来て



保育所「こらいと島田」の子どもたち

くれたスタッフへの感謝の気持ちを込めて、より働きやすい職場環境を提供していかななくてはと思っています。良い人材には、長く勤めてほしいですから。』

3世代交流の好循環

館内には子供たちの元気な声が響き渡り、高齢者のみなさんと子どもたちが触れ合うことで、温かい雰囲気が生まれています。

『核家族化が進む中で、子どもたちはお父さんお母さん以外の方と関わる機会が少なくなってきましたが、施設内で日常的におじいちゃんおばあちゃん世代と触れ合うことで、人見知りせずに周りに順応していく力がつくようです。でらいと焼津などでは、保育所の子どもたちに新聞配達の仕事任せせていて、各部屋へ届けてもらっています。みなさん楽しみに待っていますよ。』

入居者、施設スタッフ、そして保育所の子どもたち。3世代で一緒に花を植えたり、野菜を植えて収穫したり。施設内に3世代の“共生”が実現しています。

新たな取り組みが始まりました

平成26年9月より、新たな制度を取り入れ、更なるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

◆積極的な人材育成

本人の希望も考慮した研修スケジュールを作成し、積極的な人材育成に取り組めます。リーダー研修、介護実技研修等も実施します。

◆バースデー休暇

誕生日月に特別休暇を1日プレゼントします。

◆育児支援制度

施設内の保育所「こらいと」を社員割引価格で利用できます。また、施設内の保育所に通園不可能な場合は育児支援金が支給されます。

◆リフレッシュ休暇制度

心身のリフレッシュによる社員の活性化及び社員の家族への慰労、社員の自己啓発の場の提供を目的とした休暇制度です。勤続5年、15年、20年と勤続毎に、リフレッシュ休暇と金一封を支給します。

◆資格取得制度

社員の士気高揚を図り、知識、スキルを向上とすることを目的とし、会社が認める資格試験に合格（取得）したときに、その研修費用や受験費用の一部を補助します。

◆スタッフ紹介制度

在職の社員から当社に入社される方をご紹介いただくと報奨金を支給する制度です。確かな人材を効率的に採用するための制度です。

◆各種委員会、プロジェクトで社内改革

サービス向上委員会、労働安全衛生委員会、社内業務改善プロジェクト等、積極的に社内改革を行っています。メンバーの選出は社歴や年齢に関係なく抜擢します。

(スタッフの声)



『子どもと一緒に通勤して、一緒に帰宅できるので助かります。勤務中も、同じ施設内にいるのですぐに様子が分かりますし、介護施設には看護師のスタッフも常駐してくれていますので安心です。

また、子どもが私の働く姿を見ることで、幼いながらも何かを感じてくれているようです。



でらいと島田

子どもたちの声が
明るく響きます



『株式会社アースは、施設を利用して下さる方やそのご家族、そして働くスタッフが互いに快く過ごせるよう、これからもワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいきます。』

株式会社アース

事業内容：介護・福祉

所在地：静岡市清水区江尻東一丁目1-5
カーニープレイス清水

電話番号：054(368)4211

従業員数：450名（男性95名、女性355名）

正社員：240名 パート：210名

※平成26年8月現在

ホームページ：

<http://www.earth-group.co.jp/>

◆各施設へのお問い合わせ◆

でらいと島田・こらいと島田

☎0547-33-2655

でらいと焼津・こらいと焼津

☎054-625-1300

ふるーら静岡石田・こらいと静岡石田

☎054-202-5002

静岡県男女共同参画社会づくりに関する知事褒章



平成26年度受賞者のご紹介



静岡県では、「静岡県男女共同参画条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に行っている個人・団体・宣言事業所や、様々な分野でチャレンジした女性個人・女性団体を表彰しています。本年度受賞者のうち、静岡市の受賞者をご紹介します。

◆（団体の部）特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか 様（静岡市葵区）

静岡市主催の女性団体人材養成講座の修了生の自主活動グループから生まれた団体。平成17年に設立され、静岡市女性会館の指定管理を担っている。静岡市女性会館の指定管理事業では、当事者の目線に立った講座を開催する一方、「働く女性の問題」や「男性介護」、「貧困問題」などの社会的課題を捉えた問題解決型の事業を展開している。



◆（個人の部）長野蝶子 様（静岡市清水区）一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会顧問

静岡県地域女性連絡協議会会長を務め、会員が男女共同参画社会推進のリーダー的役割を果たせるよう、尽力した。

住民を対象とした男女共同参画社会づくりのための事業を広い視野で企画・実施している。また、働く母親を応援する夏休み学童保育や託児ボランティア、学校応援団の活動の際にも、母親や小中学生を対象に啓蒙活動を行っている。



◆（チャレンジの部）小澤里恵 様（静岡市葵区）

株式会社ルイズビィ代表。ルワンダの女性による伝統工芸品を輸入販売するフェアトレード事業として起業し、女性の自立支援につながるビジネスモデルを作り上げた。JETRO（日本貿易振興機構）の事業に2年連続採択され、現地に赴き納品率や品質基準について直接指導を行い、全国の有名百貨店など販売ルートを確立している。



パザパ23号のご意見・ご感想をお寄せください。

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 静岡市生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課

TEL：054-221-1349 FAX：054-221-1782 E-mail：sankaku@city.shizuoka.lg.jp

